



長野県報

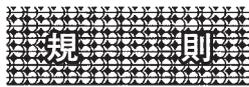
3月31日(火)
平成27年
(2015年)
号外

目次

規則

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（行政改革課）…………… 1

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局）…………… 1



知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第34号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「次長」を「課長」に改める。

- (1) 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則（昭和36年長野県規則第13号）本則第3号
- (2) 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年長野県規則第48号）本則第2号

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成27年3月31日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第2条から第10条までを次のように改める。

（課の設置）

第2条 本庁に次の各号に掲げる課を置く。

- (1) 経営推進課
- (2) 電気事業課
- (3) 水道事業課

（係の設置）

第3条 前条に規定する課に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

（経営推進課）

第4条 経営推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機密に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の受領、配布、発送及び保存に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 長野県公営企業経営審議会の庶務に関すること。
- (6) 職員の福利厚生に関すること。
- (7) 長野県公営企業（以下「企業」という。）の組織及び職務権限に関すること。
- (8) 職員の任免その他の身分取扱い、給与その他の勤務条件、研修（電気及び水道に関する技術的なものを除く。）、服務、勤務成績の評定及び賠償責任に関すること。
- (9) 職員の公務災害の補償に関すること。
- (10) 労働協約の締結に関すること。
- (11) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料のとりまとめに関すること。
- (12) 企業管理規程の立案並びに告示案、公告案その他の例規案及び契約案の審査に関すること。

- (13) 競争入札に参加する者に必要な資格及び契約の相手方の選定等に関すること。
- (14) 給与の支払いに関すること。
- (15) 企業職員の相談に関すること。
- (16) 企業の経営の企画に関すること。
- (17) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成その他予算に関すること。
- (18) 業務の状況を説明する書類のとりまとめに関すること。
- (19) 資金の調整及び指定金融機関等に関すること。
- (20) 会計事務の統轄、指導及び検査並びに本庁における収納及び支払い、物品の出納、保管及び処分その他会計事務に関すること。
- (21) 決算の調製に関すること。
- (22) 支出負担行為の事前審査に関すること。
- (23) 企業財産の統轄及び資産の記録整理に関すること。
- (24) 企業の経営内容等の調査分析に関すること。
- (25) その他他の課の所掌に属さないこと。

(電気事業課)

第5条 電気事業課は、長野県電気事業に係る次の各号に掲げる事務（経営推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 予算、資金、工事事務及び研修に関すること。
- (2) 経営及び収支計画に関すること。
- (3) 業務の状況を説明する書類に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 土地の取得及び処分並びに補償に関すること。
- (6) 土地、施設及び備品の管理に関すること。
- (7) 発電施設の維持管理に関すること。
- (8) 統計及び調査に関すること。
- (9) 高遠ダム、湯の瀬ダム及び菅平ダムに関すること。
- (10) 事業の許認可申請に関すること。
- (11) 工事に係るもの。
- (12) 発電所の建設計画及び調査に関すること。
- (13) 発電所の建設に関すること。

(水道事業課)

第6条 水道事業課は、長野県水道事業に係る次の各号に掲げる事務（経営推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 前条第1号から第6号まで、第8号、第10号及び第11号に掲げる事務
- (2) 水道施設の維持管理に関すること。

第7条から第10条まで 削除

第26条第1項中「本庁」を「本庁の課」に改め、同条第3項中「に、本庁」を「の課に、課」に改める。

第32条中「本庁」を「本庁の課」に改める。

別表第10中「本庁に」を「本庁の課に」に改め、同表の本庁の項を次のように改める。

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	企画幹	企画調整事務の総括掌理又は課の技術に関する専門的事務の総括掌理
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務

係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
担当係長	課長が指定する特定の事務の分掌
主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事 技師	一般的な業務を行う職務
物品取扱員	企業出納員の指定する物品の出納
安全衛生推進者	職員安全衛生管理規程（平成2年長野県公営企業訓令第2号）第8条に規定する職務
安全運転管理者	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項に規定する職務
整備管理者	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する職務

別表第10に次のように加える。

経営推進課	企業出納員	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条第3項に規定する職務
	職員相談員	企業職員の相談
	産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第5条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
	給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理
電気事業課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	専門的な技術指導及び工事の検査
	無線従事者	電波法（昭和25年法律第131号）第39条に規定する職務
水道事業課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	専門的な技術指導及び工事の検査
	水道技術管理者	水道法（昭和32年法律第177号）第19条第2項に規定する職務

附則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。
(長野県企業局職員宿舍管理規程の一部改正)
- 2 長野県企業局職員宿舍管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。
第3条、第4条及び第6条第2項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。
第16条の見出し中「次長」を「経営推進課長」に改め、同条中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。
様式第1号及び様式第3号中「次長(総務担当) 様」を「経営推進課長 様」に改める。
(長野県企業局被服等貸与規程の一部改正)
- 3 長野県企業局被服等貸与規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。
第8条の見出し中「次長」を「経営推進課長」に改め、同条中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。
(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)
- 4 長野県企業局文書取扱規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「所」を「本庁に置かれる課及び所」に改め、同条第4号を次のように改める。
(4) 課長 課の長をいう。
第2条第6号及び第7号を次のように改める。
(6) 主管課 本庁においてその事案を主管する課をいう。
(7) 主管課長 主管課の長をいう。
第2条第10号を次のように改める。
(10) 文書主管課長 経営推進課長をいう。
第2条第19号中「本庁及び」を削る。
第4条の見出し中「次長」を「課長」に改め、同条第1項中「次長」を「本庁の課長」に改め、同条第2項中「主管次長」を「主管課長」に改める。
第5条(見出しを含む)、第6条第2項及び第11条中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改める。
第18条第2項中「文書主管次長」を「文書主管課長」に、「は主管次長」を「は主管課長」に改め、同条第3項中「主管次長」を「主管課長」に改め、同条第4項中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改める。
第21条第1項第1号中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改め、同号のア、ウ及びエ中「主管次長」を「主管課長」に改め、同項第2号及び第3号中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改める。
第25条第1項第1号及び第3号中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改める。
第34条第2項中「、主管次長」を「、主管課長」に、「文書主管次長」を「文書主管課長」に改める。
第36条第2項中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改める。
第37条中「本庁にあっては関係次長に、現地機関にあっては」を削る。
第42条第1項第1号中「主管次長は」を「主管課長は」に、「文書主管次長」を「文書主管課長」に改め、同項第3号及び第

- 4号中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改め、同項第5号中「主管次長」を「主管課長」に改める。
第43条及び第44条中「主管次長」を「主管課長」に改める。
第46条第1項中「次長及び」を削る。
第48条第1項第1号中「文書主管次長」を「文書主管課長」に、「主管次長に」を「主管課長に」に改め、同項第2号及び第3号中「主管次長」を「主管課長」に改め、同条第2項中「文書主管次長」を「文書主管課長」に、「主管次長」を「主管課長」に改める。
第50条の見出し及び同条第3項から第5項までの規定中「本庁」を「主管課」に改める。
第51条第1項中「文書主管次長」を「文書主管課長」に改め、同条第2項中「本庁」を「主管課」に改める。
第53条第2項中「主管次長」を「主管課長」に改める。
別表第1の1 本庁の基本分類の項中「係」を「課」に改める。
別表第2の1 本庁中「次長名に」を「課長名に」に、
「 次長名 」を「 課長名 」に改める。
様式第1号中「本庁(課)」を「課」に改め、同様式の備考の4中「本庁」を「主管課」に改める。
様式第2号中「 本庁(主務課)名 」を
「 主管(務)課名 」に、「 本庁(主務課)名 」を
「 主管(務)課名 」に、「 本庁(主務課)名 」を
「 主管(務)課名 」に改める。
様式第4号中「 次(課)長 」を「 課長 」に、
「 次(課)長 」を「 課長 」に改める。
様式第5号の本庁用中「 月 日收受 」を
「 課 」に、「 次長 」を
「 課長 」に改める。
様式第8号の起案用紙中「 | (何々)係 | 」を
「 | (何々)課 | 」に、「(何々)次長」を「(何々)課長」に改める。
様式第14号中「本庁(課)」を「課」に改める。
様式第16号中「 係(課) 」を「 課 」に改める。
様式第17号中「本庁(所)」を「課(所)」に改める。

様式第18号及び様式第19号中「本庁(課)」を「課」に改める。
(長野県企業局公印規程の一部改正)

- 5 長野県企業局公印規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条、第7条及び第8条第2項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。

別表中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に、

長野県企業局長印	同	上	方24	長野県企業局長印
長野県企業局本庁の次長印	同	上	方21	長野県企業局次長印

を

長野県企業局長印	同	上	方24	長野県企業局長印
----------	---	---	-----	----------

に改める。

(長野県企業局職員分限懲戒委員会規程の一部改正)

- 6 長野県企業局職員分限懲戒委員会規程(昭和40年長野県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次長(次長相当職)」を「課長(課長相当職)」に改める。

(長野県公営企業財務規程の一部改正)

- 7 長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次長」を「課長」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 事業主管課長 電気事業課長及び水道事業課長をいう。

第2条第7号中「次長等」を「課長等」に、「次長及び」を「課長及び」に改める。

第6条第1項中「次長(総務担当)は」を「事業主管課長は、その所掌する事務を行うために予算を必要とするときは、予算の原案の作製に関する方針に基づき」に、「を作成し、管理者の決定を受けなければ」を「(次項において「見積書等」という。)を」を「経営推進課長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 経営推進課長は、前項の規定により提出された見積書等の内容を審査し、必要な調整を行い、意見を付して管理者の決定を受けなければならない。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「次長(総務担当)」を「事業主管課長」に、「第6条」を「第6条第2項」に、「行い、」を「行い、経営推進課長を経て」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

経営推進課長は、知事から予算が成立した旨の通知を受けたときは、速やかに事業主管課長に通知しなければならない。

第9条第2項中「の配当」を「の再配当」に、「配当書」を「再配当書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「次長(総務担当)は」を「事業主管課長は、前項の規定により配当

を受けた予算のうち」に、「予算配当書」を「予算再配当書」に、「配当」を「再配当」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

経営推進課長が第8条第1項の規定により事業主管課長に通知をしたときは、予算を配当したものとみなす。

第10条中「次長(総務担当)」を「事業主管課長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業主管課長は、次の各号に掲げる予算の流用については、前項の規定により決議し、又は決裁を受ける際において経営推進課長に協議をしなければならない。

- (1) 歳出予算の項の金額の他の項への流用
- (2) 歳出予算の目の金額の同一項内の他の目への流用
- (3) 歳出予算の節の金額の同一目内の他の節への流用のうち次に掲げるもの
 - ア 職員給与費に係る流用
 - イ 交際費に係る流用
 - ウ 1件50万円以上の予算の流用(ア及びイに掲げる流用を除く。)

第11条中「次長(総務担当)」を「事業主管課長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業主管課長は、前項の規定により決議し又は決裁を受ける場合においては、経営推進課長に協議しなければならない。

第12条中「次長(総務担当)」を「事業主管課長」に、「より、」を「より、経営推進課長を経由して」に改める。

第13条中「事業主管次長は」を「事業主管課長は」に、「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改め、同条第4号中「前号」を「前3号」に、「事業主管次長」を「事業主管課長」に改める。

第14条第1項中「予算執行者」を「事業主管課長」に、「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改め、同条第2項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改め、同条第3項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に、「予算執行者」を「事業主管課長」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定により通知があつたときは、第9条第1項に規定する通知があつたものとする。

5 事業主管課長は、前各項の規定により予算を翌年度に繰り越したときは、繰越計算書(府令別記第8号)を作成し、5月20日までに経営推進課長に提出しなければならない。

第19条第1項第2号中「次長(次長(総務担当))」を「課長(経営推進課長)」に改める。

第74条中「事業主管次長」を「事業主管課長」に改める。

第80条中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。

第94条第1項中「次長等」を「課長等」に、「本庁又は所に属する職員」を「所属職員」に、「本庁又は所の」を「課等の」に改め、同条第2項中「次長等」を「課長等」に、「前項の本庁又は所」を「当該課等」に改める。

第96条、第98条第1項、第99条及び第101条中「次長等」を「課長等」に改める。

第105条第1項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改め、同条第2項中「次長等」を「課長等」に、「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。

第106条第1項中「次長(総務担当)」を「経営推進課長」に改める。

第109条第1項中「次長等は、本庁」を「課長等は、課」に改

